

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 11 月 2 日 (火) 第 257 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1041 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 11 月 2 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊 | 出水市 | 急・上堅馬場 3, 急・上堅馬場 4, 急・宇都野々 1, 急・宇都野々 2, 急・宇都野々 3, 急・小原上 1, 急・小原上 2, 急・小原上 4, 急・小原上 5, 急・小原下 1, 急・小原下 2, 急・小原下 3, 急・鍋野 1, 急・鍋野 2, 急・鍋野 3, 急・鍋野 5, 急・小松 4, 急・宇都野々 6, 急・宇都野々 7, 急・君名川 1, 急・折尾野 1, 急・折尾野 2, 急・折尾野 3, 急・折尾野 4, 急・折尾野 6, 急・折尾野 7, 急・水之頭 5, 急・水之頭 6, 急・小原上 9, 急・小原上 10, 急・小原上 13, 急・湯川内 1, 急・流合 2, 急・定之段 2, 急・定之段 5, 急・地藏 1, 急・野角 1, 急・野角 2, 急・籠土山 3, 急・野角 3, 急・上特手 2, 急・越地 1, 急・上特手 3, 急・上特手 4, 急・上特手 5, 急・上特手 6, 急・上特手 7, 急・上特手 8, 急・上特手 9, 急・東辺田 1, 急・東辺田 3, 急・野口 1, 急・野口 2, 急・野口 6, 急・野口 3, 急・野口 4, 急・尾野島浜 1, 急・野口 5, 急・浜 1, 急・連尺野 1, 急・浦窪 2, 急・荒崎 1, 急・木串 1, 急・木牟礼 1, 急・上り立 1 及び急・野平 2 |
| 土石流 | 出水市 | 土・小原下 2, 土・小原下 3, 土・駄子田 2, 土・水之頭 1, 土・水之頭 2, 土・水之頭 3, 土・水之頭 4, 土・折尾野 1, 土・君名川 2, 土・君名川 3, 土・湯川内 1, 土・流合 17, 土・流合 18, 土・定之段 2, 土・岩元 2, 土・岩元 3, 土・春町 3, 土・受口 2, 土・受口 3, 土・大丸 |

| | |
|--|--|
| | 2, 土・大日1, 土・天神1, 土・越地4, 土・越地7, 土・上特手1, 土・上特手2, 土・上特手6, 土・西辺田2, 土・西辺田3, 土・東辺田1, 土・尾野島浜1, 土・浦窪1, 土・浦窪2, 土・東下り松1及び土・小島7 |
|--|--|

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1042号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年11月2日

鹿児島県知事 塩田康一

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊 | 出水市 | 急・上堅馬場3, 急・上堅馬場4, 急・宇都野々1, 急・宇都野々8, 急・宇都野々9, 急・宇都野々2, 急・宇都野々3, 急・小原上1, 急・小原上2, 急・小原上4, 急・小原上5, 急・小原下1, 急・小原下2, 急・小原下3, 急・鍋野1, 急・鍋野2, 急・鍋野6, 急・鍋野3, 急・鍋野5, 急・小松4, 急・宇都野々6, 急・宇都野々7, 急・君名川1, 急・折尾野1, 急・折尾野2, 急・折尾野3, 急・折尾野4, 急・折尾野6, 急・折尾野7, 急・水之頭5, 急・水之頭7, 急・水之頭6, 急・小原上9, 急・小原上10, 急・小原上13, 急・湯川内1, 急・流合2, 急・定之段2, 急・定之段5, 急・地蔵1, 急・野角1, 急・野角2, 急・籠土山3, 急・大久1, 急・下特手1, 急・野角3, 急・上特手2, 急・上特手12, 急・越地1, 急・越地2, 急・越地3, 急・上特手3, 急・上特手4, 急・上特手5, 急・上特手13, 急・上特手6, 急・上特手8, 急・上特手9, 急・下特手2, 急・東辺田1, 急・東辺田3, 急・野口1, 急・野口2, 急・野口6, 急・野口7, 急・野口3, 急・野口8, 急・野口4, 急・尾野島浜1, 急・野口5, 急・浜1, 急・連尺野1, 急・浦窪2, 急・荒崎1, 急・木串1, 急・木牟礼1, 急・上り立1, 急・昭興1及び急・野平2 |
| 土石流 | 出水市 | 土・小原下2, 土・小原下3, 土・駄子田2, 土・水之頭1, 土・水之頭2, 土・水之頭3, 土・水之頭4, 土・折尾野1, 土・君名川2, 土・君名川3, 土・湯川内1, 土・流合17, 土・流合18, 土・定之段2, 土・岩元2, 土・岩元3, 土・春町1, 土・受口2, 土・受口3, 土・大丸2, 土・大日1, 土・天神1, 土・野角2, 土・越地4, 土・越地7, 土・上特手1, 土・上特手2, 土・上特手6, 土・西辺田2, 土・西辺田3, 土・東辺田1, 土・尾野島浜1, 土・浦窪1, 土・浦窪2, 土・東下り松1及び土・小島7 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1043号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年11月2日

鹿児島県知事 塩田康一

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊 | 出水市 | 急・上豎馬場3, 急・上豎馬場4, 急・宇都野々1, 急・宇都野々8, 急・宇都野々9, 急・宇都野々2, 急・宇都野々3, 急・小原上1, 急・小原上2, 急・小原上4, 急・小原上5, 急・小原下1, 急・小原下2, 急・小原下3, 急・鍋野1, 急・鍋野2, 急・鍋野6, 急・鍋野3, 急・鍋野5, 急・小松4, 急・宇都野々6, 急・宇都野々7, 急・君名川1, 急・折尾野1, 急・折尾野2, 急・折尾野3, 急・折尾野4, 急・折尾野6, 急・折尾野7, 急・水之頭5, 急・水之頭7, 急・水之頭6, 急・小原上9, 急・小原上10, 急・小原上13, 急・湯川内1, 急・流合2, 急・定之段2, 急・定之段5, 急・地藏1, 急・野角1, 急・野角2, 急・籠土山3, 急・大久1, 急・下特手1, 急・野角3, 急・上特手2, 急・上特手12, 急・越地1, 急・越地2, 急・越地3, 急・上特手3, 急・上特手4, 急・上特手5, 急・上特手13, 急・上特手6, 急・上特手8, 急・上特手9, 急・下特手2, 急・東辺田1, 急・東辺田3, 急・野口1, 急・野口2, 急・野口6, 急・野口7, 急・野口3, 急・野口8, 急・野口4, 急・尾野島浜1, 急・野口5, 急・浜1, 急・連尺野1, 急・浦窪2, 急・荒崎1, 急・木串1, 急・木牟礼1, 急・上り立1, 急・昭興1及び急・野平2 |
| 土石流 | 出水市 | 土・小原下2, 土・小原下3, 土・駄子田2, 土・水之頭1, 土・水之頭3, 土・水之頭4, 土・君名川2, 土・君名川3, 土・湯川内1, 土・流合17, 土・流合18, 土・定之段2, 土・春町1, 土・受口2, 土・大丸2, 土・大日1, 土・天神1, 土・野角2, 土・越地4, 土・越地7, 土・上特手1, 土・上特手2, 土・上特手6, 土・西辺田2, 土・西辺田3及び土・浦窪2 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）